

安全衛生管理について

労働安全衛生法は、労働災害の防止のために危害防止基準の確立、責任体制の明確化およびその防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としています。事業者は、安全衛生管理体制の構築（下記表内A）や労働者に対する安全衛生教育の実施等、さまざまな措置（下記表内B）を講じる必要があります。

1. 労働安全衛生法で義務付けられている主な事項

【A： 体制構築】	<p>(1) 安全衛生管理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none">①安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の設置②総括安全衛生管理者の選任③安全管理者・衛生管理者の選任④安全衛生推進者または衛生推進者の選任⑤産業医の選任⑥統括安全衛生責任者の選任⑦元方安全衛生管理者の選任⑧安全衛生責任者の選任⑨店社安全衛生管理者の選任⑩作業主任者の選任
【B： 主な実施事項】	<ul style="list-style-type: none">(1) 安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の実施(2) 定期巡視の実施(3) 安全衛生教育の実施(4) 健康診断の実施(5) 面接指導制度の実施（長時間労働者に対する医師の面接指導および措置実施など）(6) 労働基準監督署への報告（安全管理者等の選任報告、健康診断結果についての報告）(7) その他

【A:体制構築】

(1) 安全衛生管理体制の構築

業種や事業場の労働者数に応じて、安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の設置および衛生管理者等の各管理者の選任が義務づけられています。委員会の設置ならびに管理者等の選任は、事業場ごとに行います。

なお、労働者数とは、パート社員、派遣社員等を含む常時使用する労働者数 であることに注意が必要です。

また、建設等の作業場において責任者を選任する場合の基準となる労働者数には、自社従業員だけでなく下請企業等の従業員を含めて、その作業場全体での常時使用労働者数を使用します。

$$\text{労働者数} = \text{パート社員、派遣社員等を含む、常時使用する労働者数}$$

【業種ならびに労働者数による設置・選任義務】

＜林業・鉱業・建設業^{※1}・運送業・清掃業＞

★：労働基準監督署へ報告義務あり ●：設置・選任の義務あり

事業場ごとの労働者数	100人以上	50人以上100人未満	10人以上50人未満
安全衛生委員会*	●	● ^{※2}	—
★総括安全衛生管理者	●	—	—
★安全管理者/★衛生管理者	●	●	—
安全衛生推進者	—	—	●
★産業医	●	●	—
管理組織			

*安全委員会、衛生委員会を一緒に開催する形式として「安全衛生委員会」と記載しているが、管理組織図のように別々に設置・開催してもよい。

※1：建設業・造船業においては、表内の管理者以外にも、作業場の規模、状況や内容によって、「統括安全衛生責任者」「元方安全衛生管理者」「安全衛生責任者」「店社安全衛生管理者」の選任が定められている。

※2：運送業のうち「道路貨物運送業」「港湾運送業」に該当する業種では50人以上で設置が必要だが、それ以外の運送業については、100人以上からの設置となる。

＜製造業・電気業・ガス業・各種商品小売業・旅館業など＞^(※3)

★：労働基準監督署へ報告義務あり ●：設置・選任の義務あり

事業場ごとの労働者数	300人以上	100人以上300人未満	50人以上100人未満	10人以上50人未満
安全衛生委員会*	●	●	● ^{※4}	—
★統括安全衛生管理者	●	—	—	—
★安全管理者/★衛生管理者	●	●	●	—
安全衛生推進者	—	—	—	●
★産業医	●	●	●	—
管理組織				

*安全委員会、衛生委員会を一緒に開催する形式として「安全衛生委員会」と記載しているが、管理組織図のように別々に設置・開催してもよい。

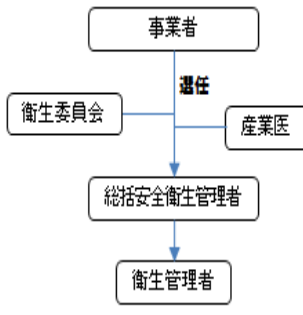
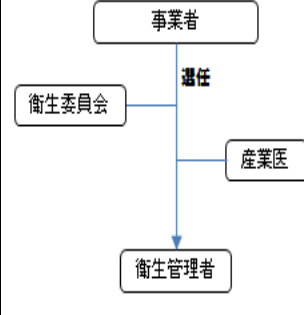
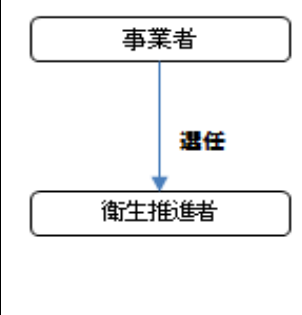
※3：製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業および機械修理業

※4：製造業の一部の業種（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）、自動車整備業、機械修理業においては、労働者数50人以上で安全委員会設置が必要となるため、安全衛生委員会（安全委員会、衛生委員会の両方）の設置義務がある。該当しない場合は「衛生委員会」のみの設置でよい。

<その他の業種>

★：労働基準監督署へ報告義務あり

●：設置・選任の義務あり

事業場ごとの労働者数	1000人以上	50人以上 1000人未満	10人以上 50人未満
衛生委員会	●	●	—
★統括安全衛生管理者	●	—	—
★衛生管理者	●	●	—
衛生推進者	—	—	●
★産業医	●	●	—
管理組織			

【選任すべき人数】：衛生管理者、産業医、安全管理者について：

常時使用する労働者数に応じて、選任する管理者の種類だけでなく、選任人数や従事状況（専任あるいは専属）について定めがあります。

専任＝「その当該業務のみを職務とする」 / 専属＝「その事業場に所属すること」

衛生管理者の人数

事業場で常時使用する労働者数	衛生管理者の人数
50人以上 200人以下	1人以上
200人を超え 500人以下	2人以上
500人を超え 1,000人以下	3人以上 <small>(坑内労働または危険有害業務に常時30人以上使用する場合は、1名は専任)</small>
1,000人を超え 2,000人以下	4人以上 うち少なくとも1名は専任とする。
2,000人を超え 3,000人以下	5人以上 うち少なくとも1名は専任とする。
3,000人を超える場合	6人以上 うち少なくとも1名は専任とする。

産業医の人数

事業場で常時使用する労働者数	産業医の人数
50人以上 3,000人以下	1人以上。 1,000人以上の場合または一定の有害業務に500人以上従事させる事業場においては、専属とする。
3,000人を超える場合	2人以上 1,000人以上の場合または一定の有害業務に500人以上従事させる事業場においては、専属とする。

安全管理者：次の業種・規模に該当する事業場は、安全管理者のうち1名を専任とする

1名を専任の安全管理者とする必要のある業種	事業場で常時使用する労働者数
建設業、有機化学鉱業製品製造業、石油製品製造業	300人
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人
上記以外の業種	2,000人

【概要】委員会設置および管理者の選任について

①安全委員会と衛生委員会（安全衛生委員会）の設置：

業種や規模など、一定の基準に該当する事業場では安全委員会、衛生委員会を設置する必要があります。安全委員会、衛生委員会のそれぞれを設置しなければならない事業場においては、両委員会を一緒におこなうとして「安全衛生委員会」を設置することができます。

	安全委員会	衛生委員会
審議事項	労働者の危険を防止するための基本対策	労働者の健康障害防止、健康保持増進のための基本対策
	労働災害の原因および再発防止策で安全に関すること	労働災害の原因および再発防止策で衛生に関すること
	安全に関する規程の作成	衛生に関する規程の作成
	安全に関する施策の計画、作成、実施等	衛生に関する施策の計画、作成、実施等

②～⑩ 管理者の選任：

業種や事業場の労働者数によって、管理者の選任義務が異なります。業種、規模等についての詳細は、2～3 ページを参照下さい。（※下記表内の②～⑩の数字は、1 ページ目 1.の表B内の数字と同一です）

②	<p>総括安全衛生管理者： 業種および一定以上の規模の事業場において義務付けられており、当該事業所でおこなう事業を統括管理する者の中から選任する。事業所における最高責任者として、安全衛生の統括管理とともに、安全管理者、衛生管理者等の指揮をおこなう。</p>
③	<p>安全管理者・衛生管理者（安全衛生管理者）： 業種によるが、常時使用労働者数が 50 人以上の場合に選任が義務付けられており、その事業場の専属の者から選任する。 総括安全衛生管理者が統括管理する業務のうち、それぞれ安全面、衛生面に関する具体的事項を管理する。規模 1,000 人を超える事業場においては、衛生管理者のうち、専任で従事する衛生管理者の人数が定められている（3 ページ参照）。</p>
④	<p>安全衛生推進者・衛生推進者： 安全管理者・衛生管理者の選任が義務付けられていない中小規模の事業場において、選任が義務付けられている。安全管理者の選任が必要な業種においては「安全衛生推進者」を、その他の業種では「衛生推進者」を選任する。</p>
⑤	<p>産業医： 業種を問わず、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で選任が義務付けられている（3 ページ参照）。</p>
⑥	<p>統括安全衛生責任者： 建設業および造船業において、元請と下請を併せて常時 50 人以上（工種によっては 30 人以上）の労働者が同一の場所で作業している場合、元方事業者にはその場所における「統括安全衛生責任者」の選任が義務付けられている。</p>
⑦	<p>元方安全衛生管理者： 統括安全衛生責任者の選任が義務付けられている場合、同時に、元方安全衛生管理者についても選任が義務付けられている。統括安全衛生責任者の補佐をおこなう。</p>
⑧	<p>安全衛生責任者： 統括安全衛生責任者を選任すべき事業主以外の元方事業者、ならびに、下請の各請負人において、「安全衛生責任者」の選任が義務付けられている。統括安全衛生責任者との連絡等をおこなう。</p>
⑨	<p>店社安全衛生管理者： 建設業において元請と下請を併せて常時 50 人以上（工種によっては 20 人以上）の労働者が同一の場所で作業している場合には、建設現場を管理する支店あるいは営業所ごとに「店社安全衛生管理者」を選任しなければならない。但し、統括安全衛生管理者を選任している場合は除く。</p>
⑩	<p>作業主任者： 高圧作業など特定の危険有害作業について、資格など一定の要件を満たす者を「作業主任者」として選任することが義務付けられている。労働者の指揮監督、点検などをおこなう。</p>

【B:主な実施事項】

(1) 安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の実施

安全委員会、衛生委員会のそれぞれを設置しなければならない事業場において、両委員会を一緒におこなうとして「安全衛生委員会」を設置することもできる。

例：衛生委員会（安全衛生委員会）	
開催	毎月1回以上おこなう。 開催要件は委員会で決めることができる（参加者の人数要件など）
議事録	3年間保存
（安全面での審議事項（例））	（安全衛生委員会の場合） 労働者の危険を防止するための基本対策 労働災害の発生原因調査および再発防止対策、 安全規程の作成、安全教育の実施計画作成 など
衛生面での審議事項（例）	労働者の健康障害防止（過重労働防止など）のための基本対策 健康障害防止に関する現状把握・調査・再発防止対策 衛生に関する規程の作成、衛生教育の実施計画作成、 健康診断結果およびその結果に対する対策 労働者の健康保持増進を図るために必要な措置の実施計画作成に関すること 長時間労働による労働者の健康障害防止を図るための対策樹立に関すること 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること など
議長・メンバー	総括安全衛生管理者（または同等の者）を議長とし、議長以外の委員については労使折半で構成する。 委員の半数については、事業主が選任した衛生管理者、産業医、労働者等とし、残りの半数については、労働者過半数を代表する者あるいは労働組合の推薦に基づき事業主が指名した者とする。労働協約に別段の定めがある場合には、労働協約による。 なお、必ずしも全員の衛生管理者が衛生委員会の委員となるわけではない。

(2) 定期巡視の実施

衛生管理者（安全衛生管理者）ならびに産業医は、以下の頻度で作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

定期巡視の頻度	
衛生管理者（安全衛生管理者）	少なくとも、週に1回以上
産業医	少なくとも、月に1回以上
店社安全衛生管理者／統括安全衛生責任者	少なくとも、月に1回以上

(3) 安全衛生教育の実施

事業主は、事業場における安全衛生の水準向上をはかるため、①労働者を雇い入れた時、②職務内容の変更時、③一定の業種において新しく職長（指導監督者）に就任させた時に、安全衛生の教育を行わねばなりません。また、④労働者を危険または有害な業務で特別な業務に就かせるとき、決められた教育科目、教育内容、教育時間により、従事する業務に関する安全衛生のための特別教育が義務づけられています。なお、「労働者」とは、正社員だけでなく、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時社員、外国人労働者等も含まれます。

【安全衛生教育の4つの種類と概要】

①雇い入れ時・②業務変更時	
雇入れ時の教育とは	労働者の雇入れ時に、当該労働者の従事する業務に関する安全または衛生のための必要な事項について、安全または衛生のための教育をおこなう。
業務内容変更時の教育とは	労働者の作業内容を変更したときも、新しい業務に関して、雇入れ時と同様の教育をおこなわねばならない。 「作業内容を変更したとき」とは、異なる作業に転換したときや、作業設備・作業方法等について大幅な変更があったときをいう。
業種による教育項目の違い	<ul style="list-style-type: none"> ・＜鉱業、建設業、運送業、製造業、電気業、ガス業等、安全衛生法令2条1号および2号に定める業種＞は、下記教育項目①～⑧の全てをおこなう。 ・＜その他の業種＞については、教育項目①～④は省略し、⑤以降の教育をおこなう。
教育項目	<ul style="list-style-type: none"> ①機械等、原材料等の危険性または有害性およびこれらの取扱いに関すること ②安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能およびこれらの取扱い方法に関すること ③作業手順に関すること ④作業開始時の点検に関すること ⑤当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因および予防に関すること ⑥整理、整頓および清潔の保持に関すること ⑦事故時等における応急措置および退避に関すること ⑧上記①から⑦のほか、当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項 <p>※上記教育項目の一部または全部に関して十分な知識や技能を持っていると認められる労働者に対しては、一部または全部の教育を省略できる。</p>
③職長教育	
職長教育とは	<p>＜建設業、製造業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業＞において、新たに職長および労働者の指導監督者に就任する者に対しておこなう。</p> <p>ただし、製造業については、次の①～⑤は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①食料品、たばこ製造業（うまみ調味料製造業・動植物油製造業を除く） ②繊維工業（紡績業、染色整理業を除く） ③衣服その他の繊維製品製造業 ④紙加工品製造業（セロファン製造業を除く） ⑤新聞業、出版業、製本業、印刷加工業
教育項目および時間数	<ul style="list-style-type: none"> ①作業方法の決定、労働者の配置に関すること (3時間) ②労働者に対する指導・監督の方法に関すること (3時間) ③作業設備および作業場所の保守管理に関すること (3時間) ④異常時における措置に関する事項 (2時間) ⑤その他現場監督者としておこなうべき労働災害防止活動に関すること (2時間) <p>※職業訓練法に基づく現場監督者訓練課程を修了した者など、上記教育項目について十分な知識や技能を持っていると認められる労働者に対しては、一部または全部の教育事項を省略できる。</p>

④特別教育	
特別教育とは	危険または有害な業務で労働者を特別な業務に就かせるとき、決められた教育科目、教育内容、教育時間により、各事業場の従事する業務に関する安全衛生教育を行う。
対象業務	プレス機械作業、金属溶接、チェーンソーによる立木の伐木、工事機械の運転作業、フォークリフト作業、ボーリング作業等、特殊化学設備の取扱い、原子炉施設作業など。（詳細は労働局 HP でご確認ください） http://www.roudoukyoku.go.jp/seido/anzen/a-kyoiku.htm
教育機関	教育の種類によっては企業に代わって災害防止団体等で実施しているものもある。
特別教育科目の省略	特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識および技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。
記録の保存	特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければならない。

(4) 健康診断の実施

事業主は、労働者に対して健康診断をおこなう義務があります。

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入れ時の健康診断	常時使用する労働者	雇い入れの際
定期健康診断	常時使用する労働者	1年以内ごとに1回
特定業務従事者の健康診断	深夜業や有害物質取扱い業務に従事する労働者	配置替えの際および6ヵ月以内ごとに1回
海外派遣労働者の健康診断	海外に6ヵ月以上派遣する労働者	海外派遣の際および帰国後、国内業務に従事させる際
じん肺健康診断 (特殊健康診断の例)	常時粉じん作業に従事している労働者または以前従事していた労働者	所見の有無、程度に応じて、1年または3年に1回
検診結果の報告	1) 健康診断を受けた労働者に対し、遅延なく結果を通知すること。 2) 報告義務要件に該当する場合には、労働基準監督署への報告をおこなうこと（詳細は8ページ(6)を参照）	
医師からの意見聴取	異常所見のある労働者の健康保持のために必要な措置について、医師の意見を聴取し、適切な措置を講ずること。	
検診結果の保存	個人別の健康診断結果表を作成し、5年間保存する義務あり。 特殊検診によっては、30年等の長期にわたる保管義務もある。	

(5) 面接指導制度の実施

長時間労働による過労死等の健康障害を防止するため、要件に該当する労働者に対して、医師等による面接指導ならびに必要な指導をおこなうことが事業者には義務付けられています。

面接指導制度	
対象となる労働者	①時間外労働・休日労働が1カ月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められること。 ②労働者から面接指導の申し出があること
医師による面接指導	上記①と②を満たす対象者に対して、医師による面接指導をおこない、勤務状況、疲労の蓄積状況、その他心身の状況について確認する。 (※①を満たす長時間労働の対象者でありながら、②の労働者本人からの面接指導の申し出がない場合は、産業医は面接指導の申し出をおこなうよう勧奨することができる)
面接後の措置	事業主は、速やかに以下の措置をおこなう必要がある。 ①面接結果について医師の意見を聴取する ②面接指導の結果の記録を作成し、5年間保存する ③事後措置として、作業転換、労働時間短縮、深夜業の回数減少、就業場所の変更などの必要な措置を講じる ④衛生委員会、安全衛生委員会等へ報告をおこなう

(6) 労働基準監督署への報告

安全管理者等を選任したときや、ある一定の要件を満たす事業主が健康診断を実施したときは、所轄の労働基準監督署への報告が義務付けられています。

労働基準監督署への報告	
選任報告	総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医の選任に際しては、選任すべき事由が発生した日から14日以内に、所定の様式で、事業所を管轄する労働基準監督署に選任報告をおこなうこと。 <添付書類>： 衛生管理者選任報告では「免許の写し」または「資格を証する書面」。 産業医選任報告では「医師免許の写し」および「産業医の資格を証する書面」。
健康診断の結果報告	1) 常時使用する労働者が50人以上の事業者は、労働基準監督署へ定期健康診断結果報告書を提出すること。 2) その他（一般健康診断以外 および じん肺健康診断）の健康診断をおこなった事業者は、規模に関係なく、労働基準監督署へ報告書を提出すること。 3) じん肺については、じん肺健康診断の実施に関係なく、毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに労働基準監督署を経由して労働局長へ報告書を提出すること。

(7) その他

安全衛生改善計画等の作成

都道府県労働局長から当該事業場の安全衛生改善計画作成の指示を受けた場合は、労働者過半数を代表する者あるいは労働組合の意見をきかなければならない。

安全衛生委員会 議事録サンプル

委員会実施後議事録を作成し、3年間保存が必要です。次ページにサンプルを掲載します。

第〇回 安全衛生委員会議事録

1. 日 時 平成〇年〇月〇〇日（木） 13時～16時
2. 場 所 工場第一会議室
3. 出席者 会社側 工場長、製造部長、工務部長、研究技術部長、事務部長、製造一課長（6名）
組合側 委員長、副委員長、書記長、支部長、〇〇執行委員、〇〇執行委員（6名）
事務局 環境保安室長
4. 議 事
 - (1) 全国安全週間行事予定の件（環境保安室長提案）
7月1日～7日までの週間中、工場としての各種行事、近隣工場との合同防災訓練への参加等について提案あり。原案通り可決された。
 - (2) 実験研究棟の小火について原因調査結果報告（研究技術部長より報告）
原因は、静電気によるものと判明。委員長（工場長）より各製造設備、実験設備等全般について静電気測定を至急実施するよう指示があった。担当は電気課。
 - (3) 5月度労災事故の集計結果発表（事務局より報告）
事故ならびに労働災害は0であった。

以上

審議事項

1. 健康診断について

所見で「経過観察」と結果が報告された5名について、特に本人が注意している様子もないが、健康診断から半年が経つため、年明け経営管理本部長が該当者に個別に面接を行い、状態を確認することとした。
また、労基署へ「健康診断報告書」を提出したところ、社員数に対して受診者が少ないようですので受けるように促してください、という指摘を受けた。社員に申し込んだ以上は受診するように対応をとるとともに、社員が他の医療機関で健康診断を受けたとしても、原則、診断書は人事部に提出させることとする。

健康診断受診時の勤怠管理をどのようにおこなうかが話し合われた。外出届を出させ、有休扱いにはしないこととし、交通費に関しては、自己負担とする旨取り決めがされた。

2. 相談・苦情処理窓口の必要性について

相談・苦情を受け付ける専門の窓口を設けてほしいという声があがっているため、話し合いが行われた。経営管理本部本部長が対応に当たる旨、取り決めが行われた。

3. 通勤費について

常駐者が多くなってきたため、社員の定期代についてのルールを、年内には明確化したい旨の案が出された。何通りかの方法を人事で作成するよう促す。

報告事項

1. 衛生管理者、産業医による今月の職場巡視の結果について

風邪が流行っているようである。⇒インフルエンザの予防接種の呼びかけと掲示板にインフルエンザに関する資料の掲示をすることとした。